

# 広州日本人学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは

児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第二条から）

## 2 いじめの認知

児童（生徒）間で生じる諸問題は、関係する児童（生徒）同士の関係、発生状況、周囲の対応等により様々であり、同じ行為を受けた場合でも感じ方の個人差も大きい。したがって、行為の分類によっていじめの認知に対する判断を行うのではなく、その行為を受けた児童（生徒）の心理を理解することでいじめとしての認知を行う。

## 3 広州日本人学校における「いじめ」の理解

- ① いじめは、どの子供にも、どの学級やどの集団でも、起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規等に抵触する。
- ④ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ⑤ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- ⑥ いじめは学校、家庭、理事会等などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 4 具体的な取組

### （1）いじめ防止のための取組

- 全教育活動を通して、「児童（生徒）個人」と「集団」の双方の面から、「いじめを防止する力」を育成していく。
- ・「生徒指導の徹底と充実」による『規範意識の体得』、「人権教育の充実」による『人権感覚の育成』、「道徳教育の充実」による『道徳的心情や判断力の育成』などを柱として、発達段階に合わせて、計画的に進めていく。
- ・日常の取り組みの他、学級活動・児童生徒会活動・学校行事などの特別活動などの場で集団の体験的な活動を充実させることを通して、連帯感や自己肯定感を育てていく。
- 全職員のいじめ防止のための指導力を高める校内体制を構築する。
- ・いじめの「早期発見や早期指導」や「解決のための指導」を行う力を全職員が身につけ、協力・連携して

対処できるようにする。そのために、全校指導体制の確立や、計画的な校内研修の実施に努める。

- ・ 道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修を計画的に推進する。児童（生徒）が、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論するような「道徳」の時間をつくるとともに、学習したことを生活の場へとつなぎ生かしていく指導や取組を展開する。
- ・ 学校評価項目に、「本校におけるいじめ防止のための取組が適正かつ十分に行われているか」を位置づけ、常に見直しや改善を図る。

## （２）早期発見・早期対応のために

全職員は、児童生徒の生活実態や人間関係についてのきめ細かな把握・好ましい人間関係づくり、また保護者との信頼関係の構築に努める。

### いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

1 学期		2 学期		3 学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4 月	職員会議 いじめ防止基本方針について 校内研修 子どものこと全体会	8 月	子どものこと全体会	2 月	生活アンケート実施 必要に応じて教育相談実施
5 月	生活アンケート実施	11 月	生活アンケート実施	2 月	生活指導部で今年度の取組 の反省及び計画案作成。
6 月	教育相談		教育相談	3 月	次年度取組計画提案
7 月	第 1 回個人懇談	12 月	第 2 回個人懇談		

#### ① アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・ 日頃から、児童（生徒）一人一人と言葉を交わし合い、様子について気を配る。
- ・ 定期的に全児童（生徒）を対象に「生活アンケート」実施する。
- ・ 定期的に児童（生徒）や学級の様子についての情報交換を教職員で行い、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・ 心配な事柄やトラブル等については、「初動メモ」を取り、情報の共有や今後の対応に漏れがないように取り組む。

#### ② 教育相談の充実

- ・ 生活の中で児童の実態を把握するとともに、アンケート後に全児童（生徒）と教育相談の場を設け、担任と安心して話せる信頼関係を築いていく。そして、心配なことや困っていることがあれば、いつでも安心して伝えられるようにする。
- ・ 問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、危機意識を持って児童（生徒）の相談にあたり、問題が深刻になる前に早期に対応できるようにする。
- ・ 児童（生徒）の変化に組織的に対応できるようにするため、生活指導主任を中心に、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者と積極的に連携を図る。

#### ③ 教職員の研修の充実

- ・ 年度当初の職員会議や校内研修、その他必要に応じて適宜職員研修を行い、全教職員が早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるようにする。

## （３）いじめに対する対応

けんかやふざけ合いが起きた場合でも、見えないところで被害が発生している可能性もあるため、その行為の背景にある事情の調査を行う。児童（生徒）の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

① いじめ対応の流れ

- ・いじめが確認された場合は、管理職及び生活指導主任に報告する。重大ないじめと判断した場合「学校いじめ対策委員会」を開き、指導・支援体制を組む。担任や一部の職員のみで対応するのではなく、「学校いじめ対策委員会」を中心に、全職員が協力して、組織的な対応や指導を行う。
- ・事実の確認、被害児童（生徒）やその保護者に対する支援、加害児童（生徒）やその保護者への指導、助言、支援を迅速かつ適切に行う。双方の児童（生徒）や保護者に対して、学校が常に児童（生徒）を支え、問題の完全な解決まで支えていくことを伝えていく。また、保護者とも適宜連絡をとり、不安や孤立に陥ることなく共に解決をめざしていくことができるように、支援していく。

※いじめを受けた児童（生徒）や知らせてきた児童（生徒）の安全を確保し、いじめから守る。いじめを行った児童に対しては、社会性の向上や人格の成長等に主眼を置いた指導を行う。

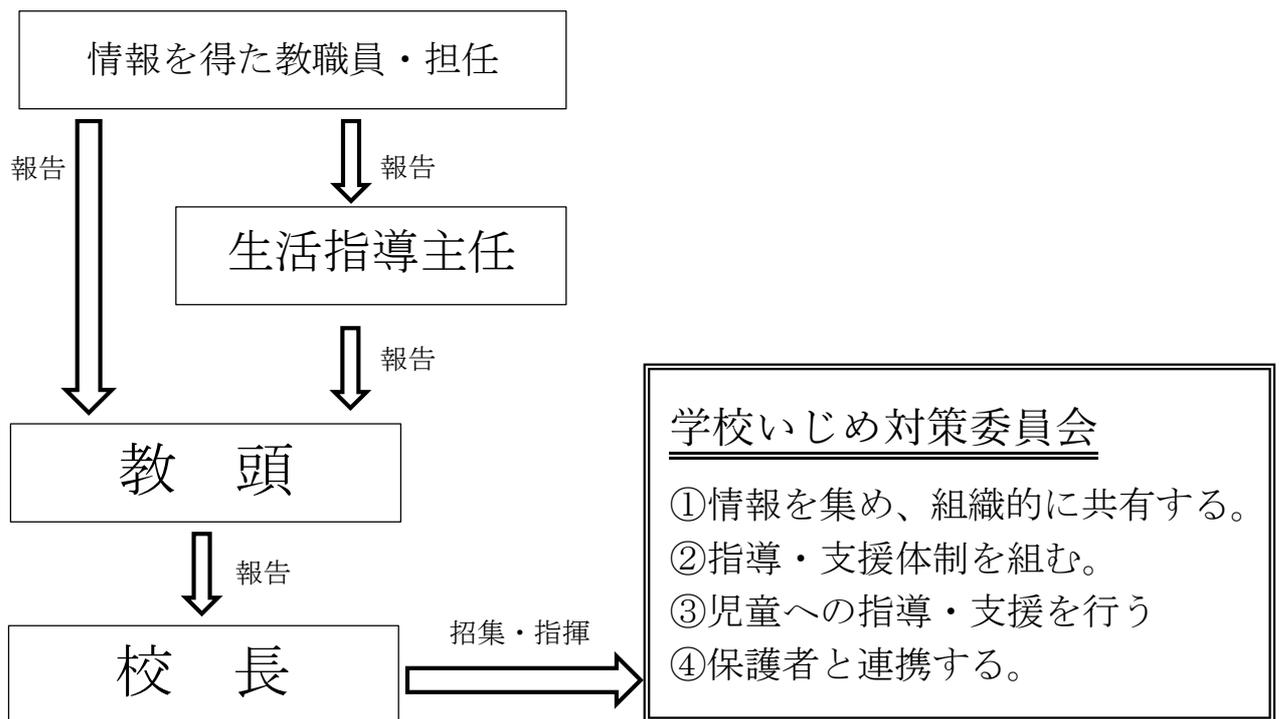
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。
- ・同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめと同一の行動であることを理解させる。
- ・「いじめを許さない」という態度を明確にし、問題の背景理解に努め、根本的な解決が得られるまで、粘り強く指導する。
- ・特別な支援が必要な児童（生徒）が関係する人間関係のトラブルは、被害者と加害者が入れ替わることもあり、それぞれのトラブルを生徒指導の視点からいじめとして捉え、その後の関係する児童（生徒）への指導・支援は、児童（生徒）の特性を配慮して行う。

②インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

○日頃からの意識向上や正しく利用する力の育成のために

- ・児童（生徒）への情報モラル教育を進める。
- ・保護者向けの情報提供や研修の場づくりなどを通して、理解を拡げていく。

いじめ等問題発生時の体制



(構成員) 校長・教頭・生活指導主任・教務主任・学年主任・担任・情報を得た教職員・養護教諭

※参考資料 いじめ防止等の基本的な方針（文部科学省）